様式第17の4の4(第23条の9の3関係)

1　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値 (事業年度) (単位：Mbps)	参考値 (事業年度) (単位：Mbps)	予測値 (事業年度) (単位：Mbps)
需要			

需要の算定方法等の詳細	
1．データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成	
2．1．の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法	
3．測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値	
4．需要の算定方法	
5．3．と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無	
6．測定箇所における最繁時トラヒックの実績値	
7．MVNOが冗長を確保する場合の取扱い	
8．予測値の具体的な計算式等	
9．基礎的なものの具体的な値	

注1　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

2　「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3　「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4　「需要の算定方法等の詳細」の1．の欄の記載に当たつては、パケット交換機等の接続構成図を含め、自社設備及びMVNO(電気通信事業報告規則様式第3第2表に規定するMVNOをいう。以下同じ。)の設備がそれぞれどのように接続されるかが明確に分かるように記載すること。

5　「需要の算定方法等の詳細」の2．の欄の記載に当たつては、1．で示した接続構成における測定箇所を示し、測定箇所及び接続点それぞれの通信方式を示すとともに、測定方法については、測定のタイミングや回数等も含めて記載すること。この場合において、当該測定箇所とMVNOの設備との接続点が異なる場合は、当該測定箇所を採用した理由を記載すること。

6　「需要の算定方法等の詳細」の4．の欄の記載に当たつては、測定されたものを基にどのように需要が算定されたのか、詳細に記載すること。この場合において、MVNOの契約帯域

の取扱いも併せて記載すること。

7　「需要の算定方法等の詳細」の5. の欄の記載に当たつては、控除を行うべき理由が複数ある場合は、それぞれに対応する控除した値も含めて記載すること。

8　「需要の算定方法等の詳細」の6. の欄には、基礎事業年度における最繁時トラヒックを記載すること。ただし、2. の欄で記載した測定箇所と最繁時トラヒックの測定箇所が異なる場合は、当該測定箇所を示すこと。

9　「需要の算定方法等の詳細」の7. の欄には、MNO(電気通信事業報告規則様式第3第2表に規定するMNOをいう。)がMVNOの冗長を確保するために、必要な接続構成やその際の接続料の有無等を記載すること。

10　「需要の算定方法等の詳細」の8. の欄には、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのかについて具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

11　「需要の算定方法等の詳細」の9. の欄には、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2　データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値(単位：回線)			予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)		
需要					

注1　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2　「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3　「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのかについて具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

5　「基礎的なものの具体的な値」の欄には、費用区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の3　データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要

項目	数値(単位：枚)	備考
需要		

注1　「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

2　SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の欄を分けて記載すること。

2　MNP転送機能に係る需要

項目	数値(単位：秒)	備考
転送呼の通信時間		

注　「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

3　SMS伝送交換機能に係る需要

項目	数値(単位：回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注　「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ニに掲げる機能をいう。